

## 高齢者介護用品給付事業について

### (ア) 介護用品給付について 【令和3年6月1日改正】

目 的	介護用品を使用している、在宅高齢者等の福祉の向上及びその家庭の経済的負担の軽減を図ることを目的とします。
対象者	<p>本市に住所のある介護保険被保険者で、次の各号に該当する方。</p> <p>○要介護認定審査において、要介護2、要介護3、要介護4もしくは要介護5の判定が出ており、今後も継続すると認められる方。</p> <p>※要介護2、要介護3の新規申請の場合は、要介護認定における認定調査票を確認し、「排尿」又は「排便」の項目において「介助」又は「見守り等」に該当する者等に限られます。</p> <p>○在宅で常時介護用品を使用している方。</p> <p>○紙おむつの使用が必要であると認められる方 (担当ケアマネジャーもしくは主治医が必要と認める方)</p> <p>○本人非課税かつ同一住所にある方がすべて市民税均等割以下の場合 (※生活保護受給者は対象外です)</p>
介護用品の対象品目	紙おむつ
給付の方法	<p>1人あたり月額5,000円(要介護2は2,500円)の「給付券」を交付します。</p> <p>※市から交付された「給付券」と引き換えに、市に登録されている指定事業者から希望用品を購入します。</p>
利用方法	<p>申請書を地域共生推進課へ提出してください。</p> <p>調査のうえ、給付の可否を決定します。</p>

### (イ) ごみ袋の給付

内 容	要支援・要介護認定を受けている方で、常時おむつを使用している方に対し、経済的負担の軽減を図ることを目的とします。
対象者	居宅等で常時おむつを使用している方。(施設や入院のため事業所が処理している場合は対象外です。)
品 目	泉佐野市指定可燃ごみ袋
給付の方法	1人あたり120枚(20ℓゴミ袋)を上限とします。
申請方法	常時おむつを使用していることを証明するものを持参の上、申請書を介護保険課へ提出してください。申請に基づき配布の可否を決定します。